

中心商店街空き店舗・

令和8年度

空き床解消事業補助金

中心商店街の **空き店舗**（3か月以上未利用）に
出店 される方へ **改装費** の一部を **補助** します。

申込期間 令和9年 1月29日(金) まで
※申込期間内でも、予算が無くなり次第、早期に終了となる場合がございます。

補助金額 補助率：補助対象経費の $1/3$
(上限額：最大 **100** 万円)

補助要件 裏面をご確認ください。

応募方法 ホームページをご覧ください。→

八戸市 空き店舗 補助金



問合せ先 八戸市 まちづくり推進課 中心市街地活性化グループ（別館5階）
電話：0178-43-9426
Mail：machi@city.hachinohe.aomori.jp

創業に関するご相談はコチラから

はちのへ創業・事業承継サポートセンター

相談料無料！お気軽にご相談ください！



空き店舗情報は
コチラから

まちづくり八戸



■ 補助要件

※詳細は市ホームページをご確認ください。

◆ 対象となる物件

- 右図に示した特定の道路（色塗り線）に面した店舗、もしくはその道路に囲まれた斜線エリアに位置する店舗
- 3か月以上継続して未利用のもの

◆ 対象となる事業(出店内容)

- 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、コミュニティビジネス（※1）、その他の来街機会の創出に寄与し、集客が見込まれる事業

※1 コミュニティビジネスとは、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する事業のことをいいます。

(対象外となるもの)

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- ・ フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業
- ・ 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するもの

◆ 営業時間、営業日数など

【共通】原則として週5日以上、通年で営業すること

【飲食店の場合】 ※下記のいずれか

- ・ 午前11時から午後2時までのランチ営業を行うもの
- ・ 午後3時までに開店し、1日6時間以上の営業を行うもの

【飲食品小売業のうち製造小売を行う店舗（弁当販売、惣菜店、パン店、菓子店など）の場合】

- ・ 午前11時から午後6時までの時間を含む、1日3時間以上の店舗営業を行うもの

【上記以外の業種の場合】

- ・ 正午までに開店し、1日6時間以上の営業を行うもの

◆ 移転による出店の場合

- 他の物件からの移転による出店の場合、原則、第4期中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地区域外からの移転であること。区域の範囲については、まちづくり推進課までお問い合わせください。

(例外として認める場合)

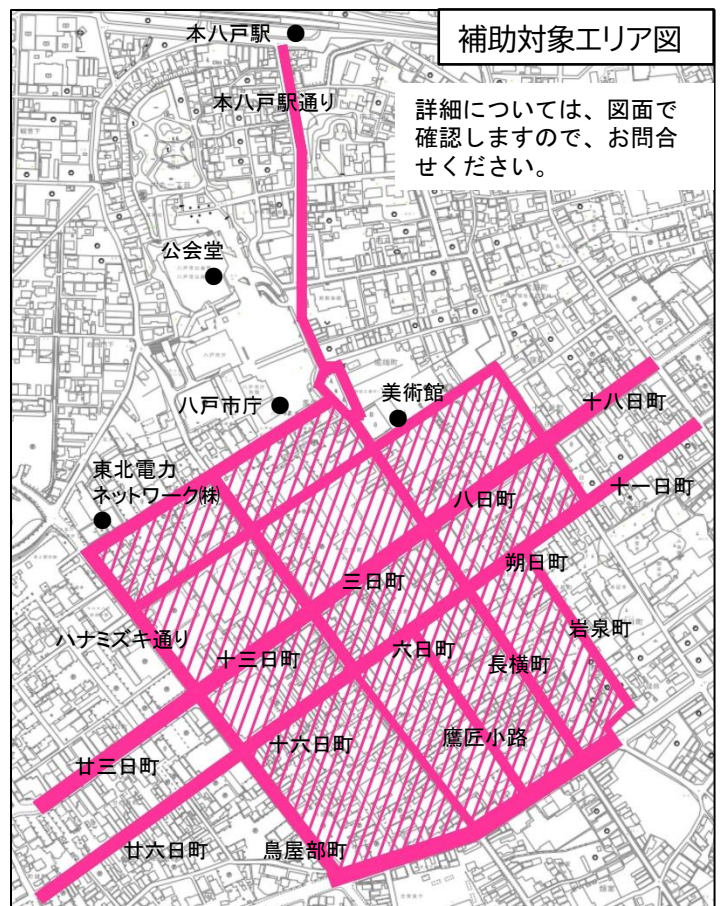
- ・ 建物の閉鎖等自己都合でない、やむを得ない事由による移転の場合
- ・ 1階路面店への移転の場合（ただし、1階路面店からの移転ではないこと）

◆ その他の条件

- 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人市民税を滞納していないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 許認可等を要する業種にあっては、当該許認可等を受けていること
- 補助金の交付を受けた場合は、営業開始後、当該店舗にて2年以上継続して営業を行うこと
- 店舗が位置する街区の商店街団体等に参加するなど、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関する活動に積極的に参加すること

≪留意事項≫

- ※ 国、県、市等の他の補助金の交付対象となっている経費については、補助対象外となります。
- ※ 上記の補助要件を満たさなくなった場合、補助金の交付を取り消す場合があります。その場合、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全額返還及び加算金が生じます。



補助対象エリア図

詳細については、図面で確認しますので、お問合せください。